

遺言書のススメ

DROW MY
WILL

遺言書を書くための情報を載せています。



遺言書を書く理由を知っていますか？

遺言書を理由は様々です。財産、生活、家族関係等いろいろな状況で遺言書を書く理由があります。そのなかで特に多い理由が以下のものなので、ご紹介いたします。

1 誰かに特定の人に財産を相続させたい

誰に何を相続させるのかを決めたい。相続人でない人に財産を渡したいなど。

2 相続手続きの大変さを解消

遺言書を作成し、さらに「遺言執行者」を選任することで、後々相続人が面倒で大変な手続きから逃れることができます。

3 相続税対策

相続税を確認し、どの財産からどのくらいの相続税を払えばいいかを決めておくことで、相続人の悩みを解消できます。

4 自分がいなくなったときに言いたいことを伝えたい

自分が亡くなってしまうと、言いたいことが言えません。亡くなって、自分の財産を渡すときにこそ、言いたいことはないでしょうか。また、普段言えないことはないでしょうか。そのようなことを正式な書面で残すことで、相続人の方はその思いを真剣に受け止めることができます。



目次

P1 遺言書を作る理由

P2 争いを避けるための遺言書

P3

遺言書を書いた方がいい人

遺言書作成の流れ

P4

財産の多い少ないと遺言書の必要性

遺言書の疑問点

P5

遺言書を書くことで起こること

自分がいなくなった後、争いが起こる。そんなこと誰も望みません。

私たちは自分が亡くなった後のことをコントロールすることは難しいです。誰かに何かをしてほしいと思っても、伝えることができず、それを見守ったり、助言することができません。

しかし、遺言書という形であれば自分がいなくても、いろいろな意思を伝えることができます。「不動産は長男に」「預金は次男に」「金銭の一部は寄付してほしい」「お墓は次女に守ってほしい」「兄弟は仲良く」「今身の回りの世話をしてくれる長女に感謝している」など。いろいろなことを自分の死後に伝えることができます。

また、遺言書には後々の家族間トラブルを防止することができるというメリットもあります。自分の死後、家族が争うことは、誰もが望ましいものではないはずです。それを未然に防ぐための行動も一つの残される方への愛情ではないでしょうか。

遺言書は年間7万人以上の方が書かれていて、増加傾向にあります。それは、それだけ不安になられている方が多くいらっしゃるということでもあります。

争いの種が少しでも考えられる方は、少し考えてみられてもいいのかもしれない。

遺言書は手紙

遺言書は手紙です。
誰に何を伝えるか。
それを正確に伝える道具です。

いまのお気持ちを素直に遺言書にする。そんなふうに考えてみてはいかがでしょうか。

もっと気軽に考えてもいいのです。

きただ司法書士事務所



ご相談はお気軽に

〒862-0920

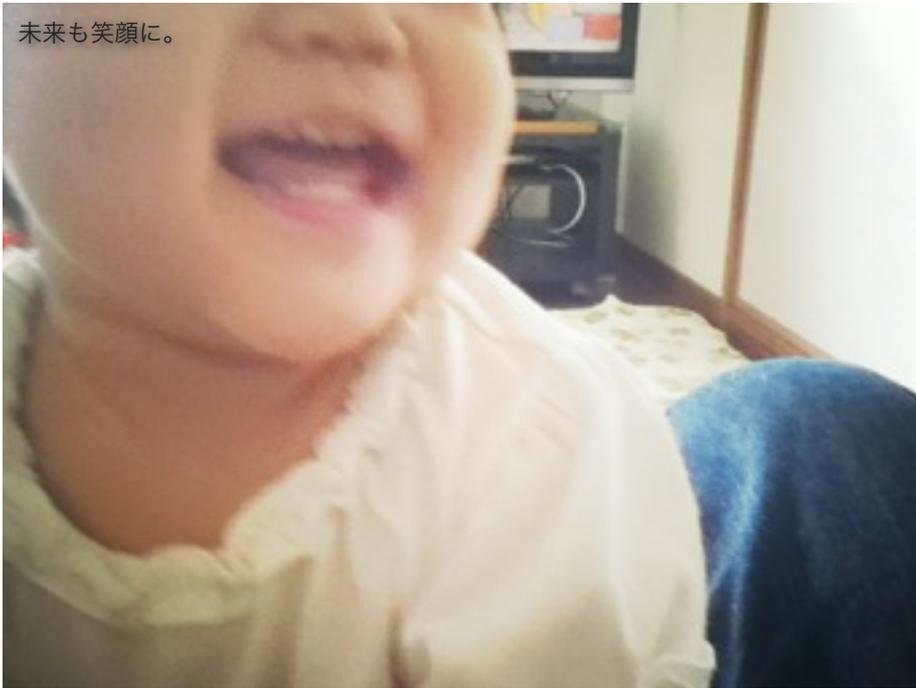
熊本市東区月出一丁目7番46号1F

電話 096-285-8181

FAX 096-285-8182

Mail kitada@kitada-office.com

未来も笑顔に。



遺言書を書いた方がいい人

私はすべての人が遺言書を書いた方がいいと思っています。

書くことで、後々の紛争防止や手続きが簡単になるからです。ただ、その中で特に遺言書を書いた方がいい人もいます。それが以下の方々です。

- 1 子どもがいない方
- 2 相続人間にトラブルの可能性がある場合
- 3 経営者で自社の株式を多くお持ちの方
- 4 相続人以外の人に相続財産を渡したい方
- 5 誰がどの財産を相続するかを指定したい方
- 6 再婚で前妻に子がいる方
- 7 正式な形で何らかのメッセージを残したい方

以上の場合、なるべく遺言書を書かれた方がいいかもしれません。7以外は後々のトラブルに発展する可能性があるケースになりますので、特に注意が必要です。

遺言作成の流れ

確実な遺言書作成のために

1 財産及び希望をお伺いします

財産の確認及びその財産を誰に相続させたいのかをお伺いします。遺言書を作る理由や分け方によっては逆にトラブルの元になってしまうこともありますので、助言等を行います。

2 遺言書案の作成・確認

お伺いしたご希望に沿ったかたちで、遺言書案を作成します。その案を確認していただき、訂正等があれば、再度案を作成します。

3 公証人役場へ提出・確認

公正証書遺言の場合、公証人役場で公証人が事前に確認いたします。

4 公正証書作成

公証人役場において、遺言書を作成します。そのとき、証人2人（相続人は不可）が必要です。弊事務所において、証人を用意することも可能です。通常、30分ほどで終了します。

きただ司法書士事務所



ご相談はお気軽に

〒862-0920

熊本市東区月出一丁目7番46号1F

電話 096-285-8181

FAX 096-285-8182

Mail kitada@kitada-office.com



財産が少ないなら遺言書を書かなくてもいいのか？

財産が少ないから遺言書を書かなくていい。そう思われている方もいらっしゃると思います。

しかし、私はそう思いません。実際、土地と建物のみや預金などの相続の場合でも、話し合いが難しいこともあります。

相続は相続人の人間関係が表面化する場面です。それぞれの経済状況や感情が話し合いに大きく影響します。それは財産の多い少ないには関係ありません。

「兄は入院先に来なかった」「姉は大学まで行った」

「弟はご飯をいつも食べさせてもらっていた」

このような理由で相続自体が難航する。そんなこともあります。

そのため、ご自身の相続人の関係性を注意深くみられることも必要です。そして、もし少しでも不安があられる方は、遺言書をお勧めします。相続人たちの争いを避けるために必要なことなのです。

きただ司法書士事務所



ご相談はお気軽に

〒862-0920

熊本市東区月出一丁目7番46号1F

電話 096-285-8181

FAX 096-285-8182

Mail kitada@kitada-office.com

疑問点解消へ

遺言書自体、みなさんが知っています。しかし、その実態が分かる人は少ないです。その疑問点に答えます。

1 費用はどのくらい？

費用は大きく分けて、公証人役場における費用と司法書士費用に分かれます。

公証人役場における費用は財産の額等によって変わります。また、司法書士の費用についても財産の額などによります。一般的には両方あわせて、8万円から15万円くらいが多いようです。

2 期間はどのくらいかかる？

通常、2週間ほどです。ただ、財産が多い場合等はそれ以上の期間がかかる場合がありますのでご注意ください。

3 遺言書は書き直せる？

遺言書は何度も書くことができます。今日の日付で遺言書を書くことで、以前書いた遺言書を訂正したことになります。

遺言書というのは、時期により内容が異なってくるのは当然です。

何度も書き直しができますので、今の状況で気楽に遺言書を書いてみてもいいのです。

遺言書を書くことで

遺言書には財産のことしか書けないわけではありません。

感謝の言葉や自分の希望等を正式な書面というかたちで、相続人たちに伝えることができます。

普段、伝えることが難しいからこそ、遺言書というかたちで伝える。

遺言書にはそんな利用の仕方もあります。

財産の分け方や感謝の言葉で相続人たちの安心した生活を作り出す。

それが遺言書を作る本当の意味だと思います。

遺言書を書くことで、手続きが簡単になり、争いのない平和な生活が守られることとなります。遺言書は、ご家族への素晴らしいプレゼントであり、将来きっとご家族の方から感謝されるはずです。

ぜひ、遺言書のことについて、家族でお話をされてみてはいかがでしょうか。家族のためにという意識のお持ちの皆様、遺言書は誰からも強制されるものではありませんので、本書面を読んで、思い立った今が遺言書作成の一番のチャンスです。

疑問点がありましたら、どんなことでもご相談ください。お待ちしております。



ご相談はお気軽に

〒862-0920

熊本市東区月出一丁目7番46号1F

電話 096-285-8181

FAX 096-285-8182

Mail kitada@kitada-office.com



きただ司法書士事務所



※ 本書面は個人で活用される場合は許諾は必要ありません。

ただし、本書面及び文書を不特定多数の者に公開する場合、許諾が必要となります。

キタダのオフィス